

公益社団法人大分県農業農村振興公社の加入及び退社に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）定款第7条第2項の規定に基づき、公社の社員の加入及び退社に関し、必要な事項を定め、社員の地位の安定を図ることを目的とする。

(入会手続)

第2条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書（第1号様式）に、当該団体の定款及び登記事項証明書等を添付して、この法人に提出しなければならない。ただし、理事長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 公社への加入の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(2) 過去に公社の社員であった者で、当公社の社員の資格を喪失してから2年以上経過していること。

(3) 加入申込書及び添付された関係書類等から、社員としてふさわしいものと認められる者であること。

3 理事長は、理事会において加入の可否を決定したときは、加入決定通知書（第2号様式）により、加入申込者に通知しなければならない。

(社員名簿)

第3条 加入者は、社員名簿（第3号様式）に登録する。

(加入金)

第4条 加入金は、定款第8条によるものとする。

(退社)

第5条 社員は、退社届（第4号様式）を提出して、任意に退社することができる。

2 前項の規定により社員が退社したときは、社員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により、退社以外の事由により社員の資格を喪失した場合については、前項と同様に社員名簿の登録を抹消する。

(再加入)

第6条 過去に公社の社員であった者で再加入を希望する場合には、第2条の規定を準用する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益社団法人大分県農業農村振興公社の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

第1号様式

公益社団法人大分県農業農村振興公社社員加入申込書

私は、貴公社の社員として加入したいので、下記書類を添えて申し込めます。

記

- 1 加入希望時期 平成 年度（平成 年 月 日）
- 2 出資口数 口
- 3 添付書類
 - ① 定款
 - ② 登記事項証明書等

平成 年 月 日

〒
住 所
名 称

印

公益社団法人大分県農業農村振興公社
理 事 長 殿

第2号様式

公益社団法人大分県農業農村振興公社加入決定通知書

貴殿は、当公社の社員として、加入が認められたので通知いたします。

平成 年 月 日

公益社団法人大分県農業農村振興公社
理 事 長 印

名称 殿

第4号様式

公益社団法人大分県農業農村振興公社退社届

私は、貴公社の社員を退社したいので届出ます。

退社予定期日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

名称

印

公益社団法人大分県農業農村振興公社
理 事 長 殿